

## JR 西日本鉄道オプションサービス規約

西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）は、「J－WEST ネット会員鉄道オプション規約」（以下、「会員規約」といいます。）に定める会員（以下、「会員」といいます。）に対して当社が提供するJR西日本ネット予約「e5489コーポレートサービス」（以下、「本サービス」といいます。）

利用について、以下のとおり「JR 西日本鉄道オプションサービス規約」（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

（本規約の効力）

第1条 本規約は、本サービスの利用について、当社と会員に適用されるものとします。

2 会員は、本サービスを利用するにあたり、メンバー規約、会員規約及び本規約とこれらに付属する規約及び特約等を遵守するものとします。

3 本規約は、Club J－WESTメンバー規約（以下、「メンバー規約」といいます。）及び会員規約に付属する規約であり、メンバー規約及び会員規約と重複する条項については、本規約を優先します。また、会員が本により購入した乗車券類の効力等は、本規約に定める事項を除いて、別に定めるものによります。なお、本サービスの内容について、本規約に定めのない事項については、当社が管理するウェブサイト「JRおでかけネット」（以下、「JRおでかけネット」といいます。）又は本サービスのサイト上または利用申し込みを行う鉄道オプションサービス提携企業（以下、「提携企業」といいます。）サイト等（以下、「サイト」といいます。）に掲示するものとします。

（注）別に定めるものの主なものには、旅客営業規則（昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第3号）以下、「旅客規則」といいます。）、商品通達があります。

（通知及び同意の方法）

第2条 当社から会員への本サービスに関する通知（規約の改定、サービスの追加、変更及び廃止等を含みます。以下同じ。）は、当社および提携企業からの電子メールの送信、JRおでかけネット若しくはサイト上等への掲示、又は印刷物の送付等により行われるものとします。なお、当社および提携企業は、必要に応じて電話又は訪問によって通知を行う場合があります。

2 本条第1項の通知が電子メールで行われる場合、通知する時点で会員が登録している電子メールアドレスに宛てたメールがメールサーバに到着した時点をもって通知が完了したものとみなします。

3 本条第1項の通知がホームページへの掲示によって行われる場合、当該通知がJRおでかけネット又はサイト上等に掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

4 本条第1項の通知が印刷物の送付によって行われる場合、通知する時点で会員が登録している住所に印刷物が到着した時点をもって通知が完了したものとみなします。

5 本条第2項及び第4項において、通知する時点で会員が登録している情報が不正確であった場合は、通常通知が到達すべき時点又は当該通知がJRおでかけネット若しくはサイト上等に掲

示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

6 本条第1項の通知は、通知が完了した時点をもって、会員が同通知に同意したものとみなします。

(予約等操作)

第3条 本サービスにおいて、会員は、会員規約に定めるID及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法によるパソコンまたはスマートフォン向けインターネットサービスを含むインターネット(以下、「インターネット等」といいます。)による申込に限り、第4条に規定する乗車券類を購入・変更・払いもどし等(以下、「予約等操作」といいます。)ができます。

(予約等操作の対象となる乗車券類等)

第4条 本サービスにより予約等操作のできる乗車券類は、JRおでかけネット又はサイト上などでご案内している列車、区間、経路、座席種別等の範囲内で、以下の種類があります。

- (1) 指定席特急券
- (2) 自由席特急券・特定特急券
- (3) グリーン券
- (4) 普通急行券
- (5) 寝台券
- (6) 座席指定券
- (7) 第1号、第3号、第6号のうち個室設備を含む場合
- (8) 片道乗車券
- (9) 往復乗車券
- (10) 本サービスで取り扱うと別に定めた特別企画乗車券

(注1) 第8号及び第9号の乗車券類については、第1号から第7号まで、及び第10号の一部の乗車券類を購入する際のオプションとしてのみ購入可能で、単独での購入はできません。

(注2) 第10号の乗車券類については、第8号又は第9号の乗車券類と同時に購入する必要がある場合があります。

2 本条第1項に定める乗車券類のうち、第10号については、別に定めた条件により購入、利用(変更、払いもどしを含みます。)を限定する場合があります、その対象となる条件については、別に定めます。

3 本条第1項及び第2項の規定に加えて、次の各号に該当する場合は、予約等操作の取扱いはできません。

- (1) 一度の予約等操作でおとな・子どもをあわせて6人を超える申込をする場合
- (2) 一度の予約等操作で4個を超える列車の申込をする場合(新幹線や在来線において2個以上の列車を乗り継ぐ場合に1個列車として料金を計算する場合もそれぞれを1個列車として計算します。)
- (3) 証明書の呈示や割引証の提出が必要な乗車券類を購入する場合
- (4) 予約している座席を確保したままの区間の変更又は一部行程の変更を行う場合
- (5) 指定券自動発売機又は指定席券売機(以下、併せて「指定券自動発売機等」といいます。)に

より発売できない乗車券類を購入する場合（ただし、本条第1項第5号及び第7号を除きます）

- (6) JRおでかけネット又はサイト上等でご案内している列車、区間、経路、座席種別・条件等の取扱い条件の範囲外となる予約を行う場合

（予約等操作の方法）

第5条 本サービスによる予約等操作の方法は、インターネット等、JRおでかけネット又はサイト上等において、当社が指定した方法によります。

（予約等操作の受付期間）

第6条 本サービスによる購入の申込受付期間は、第19条および第20条に規定する乗車券類を除いて、ご希望の列車（自由席を含みます。以下同じ。）の乗車日1箇月前の日の午前10時から検索した行程の一番初めの列車の時刻表記載の発車時刻（以下、「発車時刻」といいます。）6分前までです。

2 本サービスによる変更の申込受付期間は、前項に加えて、同一予約番号で予約された乗車券類のうち、指定席（グリーン車・個室設備を含みます。）を含む予約の場合は、予約した指定席の列車の中で一番初めに発車する列車の発車時刻までとなります。全て自由席の予約の場合は、有効期間開始日当日までとなります。

3 本サービスによる払いもどしの申込受付期間は、同一予約番号で予約された乗車券類のうち、指定席（グリーン車・個室設備を含みます。）を含む予約の場合は、予約した指定席の列車の中で一番初めに発車する列車の発車時刻までとなります。全て自由席の予約の場合は、有効期間開始日当日までとなります。

4 予約等操作における申込及び第18条における事前申込とその取消は操作完了をもって申込とし、操作途中は申込ではありません。

5 特別企画乗車券により本条第1項から第4項までに加えて制限のある場合は、それに従うものとします。

（予約等操作の受付時間）

第7条 本サービスによる予約等操作の申込受付時間は、第6条に定める期間内において、メンテナンス等のためのシステム停止時間を除き、午前5時30分から23時30分までです。

（予約等操作の申込に対する回答及び回答時間、契約の成立等）

第8条 会員の予約等操作の申込に対して当社からの回答は、インターネット等端末の画面上又は電子メールにて行います。

2 予約等操作の申込に対する回答に際しては、決済内容、及び「予約番号」等をお知らせします。

3 本サービスの会員の予約等操作の申込における、会員等と当社間の運送契約の成立、変更及び解約等については、インターネット等端末の画面で予約等が完了した旨を表示した時点、又は会員が登録している電子メールアドレスのメールサーバに予約等が完了した旨をお知らせする電子メールが到着した時点のいずれかの時点とします。

- 4 本条第3項において、会員の登録する電子メールアドレスが不正確であった場合、又は会員のメールサーバ障害が発生していた場合、このために電子メールの到着が遅れ、又は到着しなくとも、当社は通常に到着すべき時点に到着したものとみなします。
- 5 予約等操作の申込に対する回答時間は午前5時30分から23時30分までです。ただし、メンテナンス等のためのシステム停止時間は除きます。
- 6 会員は、予約等操作の申込後、当社からの回答が得られない場合は、当社サポートダイヤル（以下、「サポートダイヤル」といいます。）まで電話連絡をし、サポートダイヤルの指示に応じるものとします。この場合、本条第1項にかかわらず、当社は会員に対し、予約等操作の申込に対して当社からの回答をサポートダイヤルから行う場合があります。

#### （支払手段）

- 第9条 会員は本サービスの利用の対価として、当社が別に定める月額利用料を、当社が別に指定する方法により事前に提携会社へ支払うものとし、その際の支払手段については提携会社が定める方法によるものとします。
- 2 会員は、前項の規定により事前に提携会社へ支払われた本サービスの月額利用料に応じて指定される本サービスの月あたりの利用限度額（以下、「購入可能枠」といいます。）を超えて乗車券類の購入、変更、払いもどしを行うことは出来ません。変更、払いもどし完了後の購入金額合計が購入可能枠内に収まる場合は、会員は当社サポートダイヤル（以下、「サポートダイヤル」といいます。）まで電話連絡をし、サポートダイヤルの指示に応じるものとします。
  - 3 会員がインターネット等での列車申込時に予約等操作を完了させた際に、購入可能枠の増減により決済を行います。
  - 4 購入可能枠は当社が指定する該当月内でのみ利用できるものとし、購入可能枠の翌月または前月への繰り越しは行いません。
  - 5 会員の都合により、本サービスの利用が終了された場合または購入可能枠に満たない本サービスの決済が行われた場合でも、当社及び提携会社は事前に支払われた月額利用料の返金はいたしません。

#### （契約成立後の乗車券類の取扱い）

- 第10条 会員等は、本サービスにより購入、変更した乗車券類は、第19条および第20条に規定する乗車券類を除いて、第11条に定める方法により必ず第12条に定める時間内及び期間内、かつ予約した列車の発車時刻までに受け取ってから使用することとします。

#### （乗車券類の受取方法）

- 第11条 本サービスにより購入した乗車券類は、「5489サービス」表示のある当社、四国旅客鉄道株式会社（以下、「JR四国」といいます。）、及び九州旅客鉄道株式会社（以下、「JR九州」といいます。）の主な駅の「指定券自動発売機等」又は「みどりの窓口」、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」といいます。）の主な駅の「指定券自動券売機」又は「きっぷうりば」（JR東海が運営する路線を含む予約に限ります。）、並びに東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」といいます。）

す。)の一部区間(北陸新幹線の各駅及び東京都区内の各駅)の「指定券自動発売機」(JR東海が運営する路線を含む予約を除きます。)で当社が別に定める方法により受取ることができます。ただし、第4条第1項第10号に定める「本サービスで取り扱うと別に定めた特別企画乗車券」の受取場所及び方法については、JRおでかけネット又はサイト上等に掲示します。

2 本条第1項による受取りを行う際、予約等操作時にインターネット等端末の画面又は電子メールにより回答した「予約番号」及び本サービス申込時に「メンバー規約及び会員規約により登録した電話番号」が必要です。一部の指定券自動券売機等においては、「予約番号」に代えて、予約等操作時にインターネット等端末の画面に回答した「受取用QRコード」を使用することができます。なお、受取りは会員本人に限ります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(乗車券類の受取時間及び受取期間)

第12条 乗車券類の受取時間は、指定券自動発売機等での受取りの場合は午前4時30分から23時20分の間、当該指定券自動発売機等の稼働時間内、みどりの窓口での受取りの場合は午前4時30分から23時30分の間、当該窓口の営業時間内です。

2 本サービスにより購入した乗車券類は、有効期間開始日当日まで受取りできます。有効期間開始日の翌日以降は受取りできません。

(乗車券類の変更)

第13条 本サービスにより購入した第4条第1項第1号から第9号までに規定する乗車券類は、同一予約番号で予約された乗車券類毎に以下の定めにより変更の取扱いを行います。ただし、変更により人数が減少する場合であって、同一予約等操作で生じる減員分について、及び同一予約番号で予約された乗車券類のうち一部乗車券類を取消す場合であって、当該取消乗車券類については、第14条に定める払いもどしの取扱いとなります。

2 変更は乗車券類の受取りの前後で、以下のとおり取扱いが異なります。

(1) 受取り前

インターネット等端末で取り扱います。ただし、システム障害時等に限り、サポートダイヤルで取り扱います。この場合、以後のインターネット等端末での予約等操作はできません。また、インターネット等端末によることができない変更は、原則、乗車券類を受け取って変更することとします。

同一予約番号で予約された乗車券類において、旅客規則に定める範囲内かつ第6条に定める範囲内で受付可能な列車に対して、同一人員数(おとな、こどもそれぞれの人数)、乗車券類毎における同一区間、同一乗継駅、同一経路、同一列車種別となる変更に関し、1回(同一予約番号で予約された乗車券類のうち一部乗車券類のみを変更する場合も含まれます。)に関し取り扱います。ただし、自由席への変更(自由席から自由席への変更を含みます。)及び同一列車への変更は取り扱いません。また、受取り前に変更を行った場合、受取り後に再度変更を行うことはできません。

なお、変更後の予約内容の購入決済を行った後、変更前の予約内容の取消決済を行います。

(2) 受取り後

決済方法にかかわらず、当社が定める窓口で取り扱います。なお、受取り後の変更及びサポートダイヤルでの変更の取扱いは、本条第1項及び本項第1号に加え、旅客規則の定めによります。

- 3 変更の際の精算は、乗車券類の受取り前であれば、事前に申し込んだ購入可能枠の増減により取扱い、乗車券類の受取り後であれば、現金による精算の取扱い、受取り後の精算において購入可能枠は増減しません。
- 4 本サービスにより購入した第4条第1項第10号に規定する乗車券類の変更の取扱いについて、本条第1項から第3項までに加えて制限のある場合は、それに従うものとします。

(乗車券類の払いもどし)

第14条 本サービスにより購入した第4条第1項第1号から第9号までに規定する乗車券類は、同一予約番号で予約された乗車券類毎に以下の定めにより払いもどしの取扱いを行います。

- 2 払いもどしは乗車券類の受取りの前後により、以下のとおり、取扱いが異なります。

(1) 受取り前

第6条第3項に定める期間内で受付可能な予約に対してのみ、インターネット等端末で取り扱います。ただし、システム障害時等に限り、サポートダイヤルで取り扱います。また、インターネット等端末によることができない払いもどしは、原則、乗車券類を受け取って払いもどしすることとします。

なお、手数料等の支払決済を行った後、予約内容の取消決済を行います。

(2) 受取り後

当社が定める窓口で取り扱います。

- 3 払いもどしの取扱い、手数料等については、本条第2項に加え、旅客規則の定めによります。
- 4 払いもどしの際の精算は、乗車券類の受取り前であれば、購入可能枠の増減により、乗車券類の受取り後であれば、現金による払いもどしの取扱い、受取り後の取扱いにおいて購入可能枠は増減しません。
- 5 本サービスにより購入した第4条第1項第10号に規定する乗車券類の払いもどしの取扱いについて、本条第1項から第4項までに加えて制限のある場合は、それに従うものとします。
- 6 会員からサポートダイヤルへ連絡又は当社の主な駅に申し出のあった場合は、受取りのできなかった乗車券類のうち、その時点において有効期間の残っている乗車券類について、発売額から別に定める払いもどし手数料を差し引いた残額を払いもどします。

(特典)

第15条 本サービスにより購入した第4条第1項第1号から第9号までに規定する乗車券類のうち、同一予約番号で予約された全ての乗車券類が途中経路も含め当社、JR九州、JR四国エリア及びJR東日本の一部エリアで完結となる区間を予約する場合、以後の乗車券類受取り前のインターネット等端末による変更及び払いもどしは第13条及び第14条によらず第16条及び第17条の定めにより取り扱います。(以下、該当する同一予約番号で予約された内容を「特典あり予約」といいます。)

- 2 特典あり予約ではない予約を変更する場合、変更後の区間が特典あり予約の対象であっても

特典あり予約とはなりません。

(特典あり予約の変更)

第16条 特典あり予約は、同一予約番号で予約された乗車券類毎に以下の定めにより変更の取扱いを行います。

2 変更は乗車券類の受取りの前後で、以下のとおり、取扱いが異なります。

(1) 受取り前の変更は、インターネット等端末で取り扱います。ただし、システム障害時等に限り、サポートダイヤルで取り扱います。この場合、第13条により取り扱うこととし、以後のインターネット等端末での予約等操作はできません。また、インターネット等端末によることができない変更は、第13条により取り扱います。

なお、変更後の予約内容の購入決済を行った後、変更前の予約内容の取消決済を行います。

(2) インターネット等端末による変更は、変更後の予約が特典あり予約の対象となる場合及び第4条第1項第10号（別に定めるものを除きます。）に規定する乗車券類となる場合に限り、初回購入日から3箇月後の同一日の前日まで（3箇月後に購入日と同一日がない場合は3箇月後の末日まで）を限度として第6条に定める範囲内で受付可能な列車に対して、列車、区間、及び座席種別等を何度でも変更できます。ただし、運賃・料金変更等に伴い、インターネット等上において別に定める場合があります。また、購入可能枠の残額により変更の回数に制限がある場合があります。

(3) インターネット等端末による変更は、同一予約番号で予約された乗車券類のうち、複数人数分を予約した場合で、その一部のみの列車、区間等の変更の取扱いはできません。

(4) インターネット等端末で変更する際、人数が減少する場合であって、同一予約等操作で生じる減員分について、並びに第4条第1項第8号及び第9号に規定する乗車券類を取消す変更については、第17条に定める払いもどしの取扱いとなります。また、「おとな」「子ども」間の変更については、旅客規則の定めにより、一旦払いもどしを行ったのち、新規購入することとなります。この場合の払いもどしは第17条によります。

(5) インターネット等端末で変更する際、人数の増加や乗車券類の増加等の場合であって、インターネット等上において当社が別に定める期間の場合、変更操作として取り扱わないことがあります。

(6) 受取り前で特典あり予約を変更する場合で変更後の予約が特典あり予約及び第4条第1項第10号（別に定めるものを除きます。）に規定する乗車券類の対象とならない場合の以後の変更、並びに受取り後の変更は、第13条により取り扱います。

(7) 第4条第1項第5号及び第7号に規定する乗車券類等は、前各号によらず、人数の減少及び増加のいずれも変更することができません。予約の変更はサポートダイヤルで取り扱います。この場合は第13条により取り扱うこととし、以後のインターネット等端末での予約等操作はできません。

3 変更の際の精算は、第13条第3項により取り扱います。

(特典あり予約の払いもどし)

第17条 特典あり予約は、同一予約番号で予約された乗車券類毎に以下の定めにより払いもどし

の取扱いを行います。

- 2 払いもどしは乗車券類の受取りの前後で以下のとおり、取扱いが異なります。
  - (1) 受取り前の払いもどしは、インターネット等端末で取り扱います。ただし、システム障害時等に限り、サポートダイヤルで取り扱います。この場合、第14条により取り扱います。また、インターネット等端末によることができない払いもどしは、第14条により取り扱います。なお、手数料等の支払決済を行った後、予約内容の取消決済を行います。
  - (2) インターネット等端末による払いもどしは、第6条に定める範囲内で受付可能な予約に対して行うことができます。この場合の払いもどし手数料は、第4条第1項第1号から第4号まで、及び第6号については、枚数にかかわらず一人あたりの取扱いとし、別に定めます。また、第4条第1項第5号、及び第7号から第9号については、旅客規則の定めによります。
  - (3) 受取り後の払いもどしは第14条により取り扱います。
- 3 払いもどしの際の精算は、第14条第4項により取り扱います。

(事前申込)

第18条 第4条第1項第1号から第4号まで、第6号、第8号、及び第9号に規定する乗車券類並びに第10号のうち別に定める乗車券類については、別に定める期間において、旅客規則に定める発売日より前に購入の申込(以下、「事前申込」といいます。)を行うことができます。ただし、事前申込の停止期間を当社が別に定める場合があります。また、乗車日あたりの事前申込の件数には限りがあります。

- 2 本サービスによる事前申込の方法は、インターネット等上において、当社が指定した方法により取り扱います。
- 3 当社は会員が事前申込を行った場合、インターネット等端末の画面上又は電子メールによって、事前申込を受け付けた旨の回答を行います。
- 4 当社をご希望の列車の乗車日の1箇月前の午前10時に、事前申込の内容について予約等操作があったものとして自動的に手続を行います。
- 5 手続が完了した際に、決済を行います。
- 6 事前申込に対する当社からの回答は、予約の成立不成立にかかわらずご希望の列車の乗車日1箇月前の午前10時以降順次電子メールにて行い、同時にインターネット等端末の画面上で確認できる状態にすることで行います。
- 7 事前申込に対する回答時間は、本条第6項における範囲内で、午前5時30分から23時30分までです。ただし、メンテナンス等のためのシステム停止時間は除きます。
- 8 事前申込について、会員が登録している電子メールアドレスのメールサーバに決済内容、及び「予約番号」等をお知らせした電子メールが到着したこと、又はインターネット等端末の画面上で決済内容、及び「予約番号」等を確認できる状態となったことのいずれかの場合をもって、会員等と当社の間で運送契約の成立がなされたものとします。
- 9 本条第3項及び第6項において、会員の登録する電子メールアドレスが不正確であった場合、又はメールサーバ障害が発生している場合、このために電子メールの到着が遅れ、又は到着しなくとも、当社は通常に到着すべき時点に到着したものとみなします。
- 10 会員は事前申込後、本条第3項及び第6項に定める当社からの回答が得られない場合は、サ



ポートダイヤルまで電話連絡をし、サポートダイヤルの指示に応じるものとします。この場合、第8条第6項により取り扱います。

1 1 事前申込の取消は、会員が事前申込を行ってからご希望の列車の乗車日の1箇月前の午前10時に達するまでの間に取消の手続を完了させることにより無手数料で行うことができます。ご希望の列車の乗車日の1箇月前の午前10時以降の取消は、第14条又は第17条に定める払いもどしの取扱いとなります。

1 2 第4条第1項第10号に規定する乗車券類の事前申込の取扱いについては別に定めます。

(新幹線 e チケットサービス)

第19条 「新幹線 e チケットサービス」とは、本サービスで取り扱うと別に定めた特別企画乗車券の予約等操作を行い、予約を紐づけた交通系 IC カードを用いて新幹線自動改札機で当該乗車に有効な内容であるか確認を受ける方法(以下、「IC 乗車」という)で、駅の「みどりの窓口」等できっぷを受け取ることなく乗車できるサービスです。

(注)「交通系 IC カード」とは、西日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱約款(平成15年10月公告第19号)第2条第1号に規定する IC O C A 乗車券および同第43号第2条各号に掲げる IC O C A 乗車券以外の IC カードをいいます。

2 本サービスによる購入の申込受付期間は、ご希望の列車の検索した行程の一番初めの列車の発車時刻4分前までとなります。

3 本サービスの対象となる商品は、第4条第1項第10号のうち別途定める乗車券類とします。

4 本サービスの取扱い区間・列車・設備は前項に規定する商品の取扱いに準ずることとします。

5 会員は、インターネットにより予約を交通系 IC カードに紐づけることができます。ただし、予約を交通系 IC カードに紐づけている場合でも、当社が IC 乗車の利用を認めない場合は、IC 乗車を行うことができません。なお、予約を紐づけた交通系 IC カードが失効や無効となっている場合も、IC 乗車を行うことができません。

6 IC 乗車において、IC 乗車利用者は使用する交通系 IC カードを所持するものとします。なお、当社または JR 東日本の係員がこれらの呈示を求めた際は、速やかにこれに応じるものとします。

7 本サービスにおいて、予約情報は当社システム内に記録されている最新のデータが唯一正當なものであり、効力を有するものとします。IC 乗車の際に IC 乗車利用者が呈示する交通系 IC カードに紐づく予約情報がその予約情報と一致しない場合には、当社および JR 東日本は IC 乗車利用者に対して、別途、旅客規則に定める運賃・料金を現金で収受します。

8 利用する交通系 IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合または利用する交通系 IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、第11条および第12条により乗車券類として受け取って乗車することができます。

9 IC 乗車利用者は、当社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、会員が予約等操作により申し込んだ乗車区間の途中駅で入場し、乗車することができます。

1 0 IC 乗車利用者は、当社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、会員が予約等操作により申し込んだ乗車区間の途中駅で下車し、出場することができます。

1 1 約定した区間の途中駅で入場し乗車した場合または途中駅で下車し出場した場合であっても、

I C乗車利用者は約定した区間のうち、実際に乗車しなかった区間の乗車を請求することはできず、また、実際に乗車しなかった区間に対する運賃等の払いもどしを請求することはできません。

1 2 変更、払いもどし等その他の条件は、第 1 3 条、第 1 4 条、および特別企画乗車券により加えて制限のある場合はそれに従うものとします。

1 3 I C乗車において、会員等は一切の責任を負うものとし、第三者に損害を与えた場合、会員等の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

(チケットレスサービス)

第 2 0 条 チケットレスサービスとは、インターネット等により決済のうえ、当社システムからインターネット等を介して提示する予約情報について、当社が指定した画面をスマートフォン及び A n d r o i d 搭載 4 G 端末 (以下、「スマートフォン等」といいます。)へ表示し、又は印刷物として所持することでその内容が確認できるもの (以下、「チケットレス情報」といいます。)として保持することにより、当社が定める駅の「みどりの窓口」等できっぷを受け取ることなく、当該指定席に乗車できるサービスです。なお、本サービスにより購入・変更した申込結果を知らせる電子メールは、チケットレス情報ではありません。

2 本サービスの対象となる商品は、第 4 条第 1 項第 1 0 号のうち別に定める乗車券類とします。

3 本サービスは、予約された会員本人に限り利用できるサービスです。ただし会員及び会員本人と同一行程 (同一日、同一区間、同一列車、同一設備、同一号車)で旅行する同行者が利用する限り、複数人数分を予約することができます。

4 本サービスによる購入の申込受付期間は、ご希望の列車 (この条に限り自由席は除きます。)の検索した行程の一番初めの列車の発車時刻 2 分前までとなります。

5 予約等操作における申込は操作完了をもって申込とし、操作途中は申込ではありません。

6 チケットレスサービスを利用する際は、旅行終了時までチケットレス情報、W e b 会員証 (以下、総称して「チケットレス情報等」といいます。)を携行するものとします。

7 列車内において、当社又は J R 四国または J R 東海の係員 (以下、「当社等係員」といいます。)は、いつでもチケットレス情報等の呈示を請求することができるものとし、当社等係員が呈示を求めた際、会員は速やかにこれに応じるものとします。

8 当社等係員が会員にチケットレス情報等の呈示を求めた際、当該チケットレス情報の確認ができない場合は、会員自身によるインターネット等端末でのシステム内の予約情報の呈示を求め場合があります。この際の通信費等は会員等が負担するものとします。予約情報を確認できない場合は、当該チケットレス情報を無効とし、所定の料金を収受する場合があります。不正使用と認められる場合は、本条第 1 4 項及び旅客規則の定めにより取り扱います。

9 会員は予約等操作により申込んだチケットレスサービスの当該指定列車の指定席に限り利用できることとします。当該指定列車の指定席以外は、当該指定列車及びその他の列車の自由席を含め、料金を必要とする列車・座席には一切乗車することはできません。

1 0 予約情報については、当社システム内に記録される最新のデータが唯一正当なものであり、効力を有するものとします。会員が呈示するチケットレス情報がその予約情報と一致しない場合、又は会員が一致することを証明できない場合には、当社、J R 四国又は J R 東海は別途、旅客規則に定める料金を現金で収受します。不正使用と認められる場合は、本条第 1 4 項及び旅客規則の

定めにより取り扱います。

- 1 1 スマートフォン等の故障、又は印刷物の紛失等により、チケットレス情報を呈示できない場合等は、第 1 1 条及び第 1 2 条により乗車券類として受取ったうえで乗車することができます。
- 1 2 第 1 1 条及び第 1 2 条により乗車券類として受取りを行った場合、会員が印刷物として保持するチケットレス情報は会員等の責任により廃棄又は消去するものとします。
- 1 3 変更、払いもどし等その他の条件は、第 1 3 条、第 1 4 条、及び特別企画乗車券により加えて制限のある場合はそれに従うものとし、効力を失ったチケットレス情報は、会員等の責任により廃棄又は消去するものとします。
- 1 4 会員がチケットレス情報を複製、改ざんするなど不正に使用した場合、又は本条第 1 2 項及び第 1 3 項に定める廃棄若しくは消去すべきチケットレス情報を不正に使用した場合には、当社及び J R 四国は、本運送契約に基づく旅客運送請求権を無効とし、乗車区間及び利用設備に対する料金とその 2 倍に相当する増料金を収受します。また、事前に通知することなく、直ちに当該会員の本サービスの利用又は会員資格を、中断又は将来に向かって取消することができるものとします。

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱い)

第 2 1 条 列車の運行不能・遅延等により、本サービスにより購入した乗車券類の無手数料払いもどしを行う場合があります。運行不能の場合は、ご予約のきっぷを会員自身で払いもどし・発券等操作を行わないことで、翌日以降に無手数料で乗車券類を払いもどしのうえ、メール等で連絡いたします。なお、通知については第 2 条の定めによります。ただし、列車の運行状況にかかわらず、会員自身でインターネット等により払いもどし操作を行った場合は、手数料を収受したうえでの払いもどしの取扱いとなります。また、列車の遅延等の場合は、当社が定める駅の窓口にお申し出いただくか、又はサポートダイヤルに連絡することとします。

(システム障害の取扱い)

第 2 2 条 当社が定める駅の窓口にお申し出いただくか、またはサポートダイヤルに連絡することとします。システム障害により、本サービスにより購入した乗車券類の受取りができない場合は、新たに運賃・料金を収受し乗車券類を購入していただく場合があります。

(サービスの中止)

- 第 2 3 条 当社はメンテナンス等のためのシステム停止時間について、J R おでかけネット、サイト上等、第 2 条第 1 項に定めるいずれかの方法においてご案内するものとします。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 2 当社は、メンバー規約及び会員規約に定める範囲内以外の場合にも、合理的な範囲で会員等に通知することなく、本サービスの一部又は全部を変更、追加、中止又は廃止することがあり、会員等はこれをあらかじめ承諾するものとします。

(サービスの利用環境等)

第 2 4 条 会員等は、本サービスを利用するために必要となる適切な機器・ソフトウェア等(以下、

「利用設備等」といいます。)を自らの責任と負担において設置し使用するものとします。

- 2 利用設備等の機種、ブラウザ、バージョン等により、本サービスの機能が正しく作動しない場合があります。
- 3 本サービス（システムを含みます。）の変更等により、本条第2項の内容を含め、利用設備等が変わる場合があります。
- 4 利用設備等により、本サービスの機能が正しく作動しない場合、及びそれがもたらす諸影響に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 5 会員等が予約等操作を行う際のインターネット等への接続及び会員等が登録した電子メールアドレスに対して当社から電子メールが送信される際に伴う受信、サポートダイヤルへの連絡等に生じる通信費等、必要な費用については、会員等が自らの責任において負担するものとします。

(利用拒否)

第25条 会員は、購入可能枠に定める限度額を超えて使用しようとする場合、本サービスを利用することはできません。

(会員情報等の使用)

第26条 当社は、会員情報及び本サービスを会員等が利用する過程において知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴や、本サービスに必要な追加的情報（電子メールアドレス等））を、本サービス及び関連サービス提供のために使用します。

- 2 当社は、本条第1項に規定する会員等に関する情報（以下、「会員情報等」といいます。）については、本サービス提供のため、JR九州、JR四国、JR東海、JR東日本へ提供する場合があります、会員等はあらかじめこれを承諾することとします。
- 3 本条第1項及び第2項に加え、会員情報等は、メンバー規約及び会員規約の定めるところにより取り扱います。

(費用等の負担)

第27条 以下の諸費用については、会員等が負担するものとします。

- (1) 会員等の乗車券類等の取得・保管・使用に関する費用
- (2) 会員等が提供を受けるサービスその他に関する費用
- (3) 本サービスの利用及び本規約等に基づく費用
- (4) 本項第1号から第3号に関する契約の締結及び履行並びに諸費用に関して公租公課（消費税等を含みます。）が課され、又は増額される場合は、当該公租公課相当額又は当該増加額

(会員等の義務)

第28条 会員等は本サービスの利用にあたり、メンバー規約、会員規約並びに本規約に付属する規約及び特約等に定める事項に加え、以下の項目について遵守するものとします。

- (1) 会員等は本サービスを利用する際に、法令、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守します。
- (2) 会員が本サービスを利用する際に使用できるID及びパスワードは、原則一人につき1つの

みとします。

- (3) 会員等は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、法令・本規約等に違反する恐れのある行為等を行ってはけません。
  - (4) 会員等は、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で転売又は換金等行為を試みたり、又は実行したりしてはけません。(旅行業法に定める取次行為を含みます。)
  - (5) 会員等は、その一部又は全部を自らは使用せず、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて、本規約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入してはけません。
  - (6) 会員等は、本項第4号又は第5号に該当する行為を行う者、又は当社が通常販売している価格よりも安価で販売することを業とする者に対し、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を販売、又は譲渡してはなりません。
  - (7) 会員等は、本規約に定める事項を遵守し、また当社が不適切と判断する行為を行ってはけません。
- 2 会員等が本条第1項に定めた義務を果たさない場合、当社は事前に通知することなく、直ちに当該会員の会員資格を中断又は将来に向かって取消することができるものとします。

(会員等の責任、当社の免責等)

第29条 会員等は自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり自らのIDによりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負うものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

- 2 当社、JR九州、JR四国、JR東海、JR東日本及び提携会社は、本サービスに関して、メンバー規約、会員規約並びに本規約に付属する規約及び特約等に定める事項に加え、以下の項目に該当する内容について、当社、JR九州、JR四国、JR東海、JR東日本及び提携会社では一切の責任を負いません。
- (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含みます。)があったことにより、会員等又は第三者が被った不利益
  - (2) 当社が本サービス(システムを含みます。)の中断、変更、終了等又は会員等からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員等又は第三者が被った不利益
  - (3) 会員等の利用設備等、その機種、ブラウザ及びバージョンなどの環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員等又は第三者が被った不利益
  - (4) 本サービスへのアクセス過多、その他予期せぬ原因による本サービスの表示速度の低下や障害等、又はサポートダイヤルへの問合せ過多、その他予期せぬ原因によるサポートダイヤルとの通話不能等により、会員等又は第三者が被った不利益
  - (5) サポートダイヤルの電話番号、受付時間等の変更により会員等又は第三者が被った不利益
  - (6) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴等がなされたことによりID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員等又は第三者が被った不利

益

- (7) 当社が相当の対策を講じていたにもかかわらず、駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員等のスマートフォン等又はパソコン等の受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより会員等又は第三者が被った不利益
- (8) 当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、発生したシステム障害によって会員等又は第三者が被った不利益
- (9) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員等又は第三者が被った不利益

3 会員等が本規約に違反して当社、J R九州、J R四国、J R東海又はJ R東日本に損害を与えた場合、当社、J R九州、J R四国、J R東海、J R東日本又は提携会社は被った全ての損害の賠償を当該会員に請求し、当該会員はこれに応じるものとします。

(本規約の変更)

第30条 当社は、民法第548条の4の規定に従い、本規約の内容について、必要に応じて変更する(本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む)ことができるものとします。当社は、本規約の変更を行う場合は、第2条第1項に定める通知方法のいずれかの方法により、本規約を変更する旨、及び変更後の規約の内容、並びにその効力発生時期を周知します。なお、変更が専ら会員等の利益となるものである場合、会員等への影響が軽微であると認められる場合、その他会員等に不利益を与えないと認められる場合、当社は変更の効力が生じる日を定めた上で、会員等に対して変更の都度、当社のホームページ等で通知するものとします。

2 当社、J R九州、J R四国、J R東海及びJ R東日本は、前項の変更起因して、会員等又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

(本規約に定めのない事項)

第31条 本規約に定めのない事項については、メンバー規約及び会員規約の定めによります。

(合意管轄裁判所)

第32条 会員等は、本規約に関して、会員等と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず当社の本店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(準拠法)

第33条 会員等と当社との本規約に関する準拠法は全て日本法とします。

附則

本規約は、2020年7月6日より有効とします。